

通常第一審における勾留、保釈人員及びその割合（地簡裁総数）

区分 年次	新受人員 (A)	その年中に 勾留状が発付 された人員 (B)	その年中に 保釈が許可 された人員 (C)	勾留率 (B/A) %	保釈率 (C/B) %
平成21年	106,283	70,068	10,924	65.9	15.6
22	98,551	65,125	11,741	66.1	18.0
23	91,721	58,706	11,280	64.0	19.2
24	86,693	57,759	11,996	66.6	20.8
25	81,613	55,283	11,390	67.7	20.6
26	81,470	54,749	12,683	67.2	23.2
27	83,387	55,517	14,233	66.6	25.6
28	78,891	51,587	15,182	65.4	29.4
29	75,511	48,910	15,230	64.8	31.1
30	75,225	48,190	15,493	64.1	32.1

(注) 1 延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 「その年中に保釈が許可された人員」とは、終局前に保釈が許可された人員をいう。